

令和7年度「東北文化の日」推進事業Q&A

1 事業主体について

【1-1】事業主体に含まれる団体・施設は。

事業主体は、以下の団体・施設です。

- 1) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び仙台市
- 2) 事業の目的に賛同する東北各県内の市町村
- 3) 事業の目的に賛同する東北各県内の文化施設（美術館、博物館、考古学資料館、民俗学資料館、文学館、科学館、水族館、植物園等の展示施設）
- 4) その他関係機関等

2 申込期間について

【2-1】申込の締切はいつまでか。

ガイドブックへ施設情報等を掲載するための申込締切を6月6日（金）としております。締切日以降にお申し込みされた施設・市町村等については、校正スケジュール等の理由によりガイドブックへ情報を掲載できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3 申込の要件について

【3-1】既存のイベントや施設無料開放等の企画でも参加可能か。

既存のイベント等でも参加可能です。また、入館料が常時無料の施設についても、参加可能です。

【3-2】無料開放等の設定日は必ず「東北文化の日」（10/25、26）でなければならないのか。

設定日は任意ですので、「東北文化の日」関連イベント開催期間（東北文化の日から11/30までの約1か月間を中心とした期間）を目安に設定してください。

【3-3】イベント等の企画の実施時期が関連イベント開催期間外だが参加可能か。

関連イベント開催期間外のイベント等でも、時期が大きく外れていなければ参加は可能です。ただし、実施日程が関連イベント開催期間前の場合、ガイドブックの配布等が間に合わない場合がありますので御了承ください。

【3-4】「無料（割引）展示」の対象者は入場者全員でなければならないか。

例えば「学生のみ無料」、「高校生以下は無料、大学生以上は半額割引」というように、対象者の限定も可とします。ただし、「〇〇町民のみ無料」といった限定の場合は、当事業の趣旨から参加を御遠慮いただく場合もあります。

【3-5】「無料（割引）展示」は、全館無料（割引）にしなければならないか。

例えば「常設展示のみ無料」というように、施設の一部のみ無料（割引）とすることも可とします。

【3-6】「割引展示」とは。

当該展示の入場料金を通常設定の料金より割安にすることで、割引率は任意です。

【3-7】「文化イベント」にはこういったものが含まれるか。

以下のものが含まれます。

- 1) 特別展・企画展等の展覧会
- 2) 各種コンサート及び公演
- 3) 芸術・文化をテーマにした講演及び体験型講習
- 4) 市民（町村民）文化祭
- 5) 複数の文化施設が共同で開催する企画（スタンプラリー等）
- 6) その他の催事

【3-8】「文化イベント」の対象者を限定することは可能か。

会場の都合等により定員を設け、事前申込が必要となる講習・公演等は可とします。ただし、「〇〇町民のみ参加可」といった限定の方法の場合、当推進事業の趣旨から参加を御遠慮いただく場合があります。

4 ガイドブックについて

【4-1】複数の企画を申し込みたいが、ガイドブック等に全て載せてもらえるのか。

ガイドブックの掲載に当たっては、紙幅の都合上、掲載するイベントを限らせていただく場合がありますので御了承ください。「東北文化の日」ホームページ上に令和6年度版ガイドブックを掲載していますので、参考にしてください。

5 申込後について

【5-1】 申込み後、『可能な範囲で「東北文化の日」事業をPRする』とはどういうことか。

施設の広報物に「東北文化の日」事業の紹介記事を掲載する、参加イベントに「東北文化の日」の冠を付ける等、「東北文化の日」にお申し込みいただいた企画に関連させて、「東北文化の日」事業のPRをお願いします。PRのために必要な紹介文やデータ等がございましたら、推進委員会事務局までお気軽に御相談ください。

【5-2】 申込み後、企画等の変更は可能か。

申込み後に企画の変更があった場合には、速やかに推進委員会事務局に御相談願います。